

SuperSports XEBIO 東京都フットサルリーグ 2016 運営要項

本要項は、東京都フットサル連盟が実施する東京都フットサルリーグに関し基本となる項目を定める。

第1章 競技場

第1条 競技場の確保と準備

- 1 加盟チームは、次に定める要件を具備する競技場を確保し、良好な状態でゲームを実施できるよう準備する。
- 2 毎節試合のないチームから1チームまたは2チーム会場担当を選出し当日のピッチ作りから試合運営・会場撤収まで責任を持って行う。

第2条 競技場

- 1 原則として、屋内であり、競技に必要な照度を確保できること。
- 2 ピッチのサイズは、原則として縦 25 ~ 40 m、横 16 ~ 20 mであること。
- 3 ラインは、幅8cmとし、明瞭に引くこと。また、体育館等の場合、支障があると思われる他競技のラインは原則として出来る限り床と同色のテープで消去すること。
- 4 ピッチの外側と壁または障害物までの距離を、原則として1.5 m以上確保する。
- 5 ゴール裏の壁面は、ボールの衝撃を受けても破損しない材質であること。また、ボールの衝撃に耐えられない材質の場合はボールの衝撃を受けても破損しない材質の用具を用いて養生する。
- 6 ゴールのポスト及びバーは、何らかの衝撃で変形しない適当な材質で、原則として幅が8cmであること。
- 7 ゴールネットは、必ず設置すること。
- 8 オフィシャル席は、タイムキーパー 1 名、第3審判 1 名、オフィシャル役員 2 名が着席し、作業しうる机及び椅子を準備・設置し、以下のものを併設する。
 - ・得点を表示できる機材
 - ・時間を表示できる機材
 - ・累積ファールを表示できる機材
- 9 ベンチは、1チームあたり役員 4 名、選手 9 名が着席しうる椅子を準備・設置する。
- 10 原則として放送設備を設置し、緊急時の放送、必要時の放送等を行わなければならない。
- 11 ピッチ及びその周辺には、選手のプレーに影響を与え、または危険を及ぼす恐れのあるものは一切放置もしくは設置してはならない。
- 12 原則としてピッチとは異なるレベルに観客席があること。

第3条 医療施設

原則として、競技場には医務室を常設していること。但し、設置されていない場合は、最寄りの救急病院に事前に連絡し、緊急時に備えておくこと。

第4条 広告看板(バナー)の設置

- 1 広告看板等を設置・使用する場合には、事前に本リーグ運営委員会に申し出て、承認されなければならない。
- 2 広告掲出料としてかかる経費は、当事者負担とする。

第2章 試合

第5条 試合形式

- 1 リーグへの参加チーム数は下記のチーム数とする。
 - 1 部リーグ：12チームとする。
 - 2 部リーグ：12チームとする。
 - 3 部リーグ：16チームとする。
 - 女子1部リーグ：8チームとする。
 - 女子2部リーグ：8チームとする。
- 2 リーグの試合形式は下記とする。

- 1 部リーグ:12 チーム総当たり1 回戦のリーグ戦を実施し、優勝以下第 12 位まで決定する。
 - 2 部リーグ:12 チーム総当たり1 回戦のリーグ戦を実施し、優勝以下第 12 位まで決定する。
 - 3 部リーグ:2つに分けたA・B2リーグにおいて総当たり1回戦のリーグ戦を実施し、上位(1~4位)・下位(5~8位)に分かれリーグ戦を行い、各リーグ優勝以下第8位まで決定する。(1. 5回戦制)
- 女子1 部リーグ:8 チーム総当たり1 回戦のリーグ戦を実施後、上位(1~4位)・下位(5~8位)に分かれリーグ戦を行い、優勝以下第8位まで決定する。(1. 5回戦制)
- 女子2 部リーグ:8 チーム総当たり1 回戦のリーグ戦を実施し、優勝以下第8位まで決定する。

第6条 試合の主催等

- 1 東京都フットサル連盟(以下「東京都連盟」という。)が実施するすべての公式試合は、(公財)東京都サッカー協会(以下「東京都協会」という。)が主催となる。
- 2 試合の運営の主管は、東京都フットサルリーグ(以下「リーグ」という。)運営委員会が行う。
- 3 リーグ運営委員会は、当該試合の管理運営をその当該試合の該当チームに委ねることができる。

第7条 競技規則

競技規則は、すべて(公財)日本サッカー協会(以下日本協会)制定の当該年度フットサル競技規則に従って実施される。

第8条 届出義務

- 1 加盟チームは指定する方法により、次項について所定の用紙により東京都連盟事務局に届け出なければならない。届出事項に変更が出た場合も同様とする。
- 2 リーグに参加しようとするチームは、チーム正式名称、チーム代表者氏名、運営委員、監督、コーチ等(以下「チームスタッフ」という。)、選手を日本協会、東京都協会並びに東京都連盟に登録申請をして、その承認を得なければならない。
- 3 リーグ登録を申請する場合には次の通りとする。
 - (1) 東京都連盟の定める期限内に所定の手続きを遅滞なく完了すること。
 - (2) 引き続き登録するチームは前年度登録チームと同一チーム(チーム名称及び代表者が同じ)であること。
- 4 チーム名称及びチーム代表者に関して変更を認めない。
但し、諸事情等により変更の必要が生じた場合には下記の通り期日までに所定の手続きを完了させた後、東京都連盟幹事会において承認された場合のみ次年度より変更された内容にて登録できるものとする。
 - (1) 変更しようとする年度の加盟申請日までに申請を行なう。
 - (2) 変更申請に必要な書類は別途規定されている変更手続き申請に準ずる。
 - (3) 所定の変更申請料を納付すること。〔チーム名:10,000 円 代表者:5,000 円〕
 - (4) チーム名称と代表者の同時変更は3項(2)に反する為認められない。
- 5 チーム名称に関して公序良俗に反するような名称(文字・記号)は認められない。また、既に登録されているチーム名や一般的に特定のチームを指すことが類推されるような名称についても使用が認められないことがある。

第9条 参加資格

- 1 日本協会に「フットサル1種」または「フットサル2種」および女子リーグに関しては「フットサル3種」の種別で登録した単独のチームであること。
- 2 チーム登録時に必ず監督(選手兼任可)1名の登録を行っていること。

第10条 選手登録

- 1 リーグ登録チームは、本連盟事務局の定める所定の手続き方法により、日本協会チーム登録を完了し、東京都連盟への選手登録を行なわなければならない。
- 2 上記1の登録を完了しているチーム・選手に限りリーグへ出場することができる。なお、未登録の選手をリーグへ出場させてはならない。
- 3 本リーグ登録チームは、1チームあたり12名以上24名以内、女子リーグ所属登録チームは、1チームあたり7名以上24名以内とし、外国籍選手は、1チームあたり3名までの外国籍選手の登録を認める。但し、準加盟チームはこの制限を受けない。また当該外国籍選手は、IFTC(国際フットサル移籍証明書)により移籍が完了し、日本協会外国籍選手登録が完了し、出入国管理および難民認定法に定める在留資格を取得しているものとする。なお、外国籍選手はピッチ上に2名を超えて同時にプレーをすることはできない。上記条件を満たした外国籍選手を『フットサル大会登録票』により事前に登録することができ、運営委員会に承認された選手のみが試合に出場する資格をうる。尚、登録規定人数範囲内の選手の追加、抹消は可能とする。
- 4 外国籍であっても日本協会基本規定第76条に該当する場合は1チーム1名まで外国籍扱いとしない。該当者は日本協会に申請し、承認されていること。外国籍選手が4名以上のチームは準加盟扱いとする。準加盟チームは予め東京都協会の承認を得るものとする。
- 5 アマチュア、アマチュア以外の登録区分の変更は日本協会の規定に従い手続きするものとする。

- 6 選手の年齢は、登録時点で 16 歳以上の選手であること。
但し、高等学校に在学中の選手についてはこの年齢制限を適用しない。
女子リーグへ出場する選手の年齢は、登録時点で 13 歳以上の選手であること。
但し、中学校に在学中の選手についてはこの年齢制限を適用しない。
- 7 各チームの登録選手は、日本協会発行の電子登録証の写し(写真が登録されたもの)を持参すること。選手証または電子登録証が確認できない場合は、試合に出場できない。
- 8 選手は、本リーグ1チームにのみ登録することが出来、複数のチーム(他都道府県リーグ・地域リーグ・Fリーグ含む)への登録及び出場は出来ない。ただし、日本協会により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一「クラブ」内のチームに所属する選手を移籍手続きを行うことなく本大会に参加させることができる。この場合、同一「クラブ」内のチームであれば、複数のチームから選手を参加させることも可能とする。ただし、適用対象となる選手の年齢は第2種年代のみとし、同一「クラブ」内の2種登録チームから選手を参加させることができる。第1種の年代の選手は適用対象外とする。
また、監督、代表者等の役員およびスタッフ等の関係者については巻末別表1の表に記載される許可範囲内にて複数チームへの登録が認められる。(東京連盟加盟チーム間に限る)
- 9 二重登録等の不正行為が発覚した場合には、本リーグ規律委員会にて裁定する。
- 10 本リーグ登録チームは、東京都協会認定のフットサル4級以上の審判員を2名以上帯同していること。
- 11 本リーグ登録チームは、傷害保険(スポーツ安全保険)に加入していること。

第11条 登録内容の変更

- 1 選手登録のうち選手の追加、移籍による登録変更は、各チーム1試合目の日程が終了する日まで一切認めない。
ただし、選手の抹消については、この限りでない。
- 2 登録チームは、初期登録時に提出した記載事項について、その承認がされた時から年度のリーグがすべて終了するまでの間、一切の変更は認めない。(チーム名・チーム代表者)
- 3 登録事項の変更に関する手続き及び適用は次のとおりとする。
- 4 リーグ事務局への変更手続き完了後、14日目の試合から可能となる。(連盟承認日の翌日から起算)
- 5 全ての追加登録手続きは、11月末日を最終としそれ以降は一切認めない。
- 6 ただし、抹消手続きについては、この限りではない。

第12条 出場資格を得るための追加登録期限

- 1 登録チームより本リーグに対し試合の実施される14日前までに『フットサル大会選手変更届』により申請し、追加登録費の納入報告書(入金控え)と共にリーグ事務局に受理された選手のみ出場を認める。申請するチームは本リーグへの申請前に日本協会のキックオフにて変更する選手に関する手続き(追加・抹消・移籍)を完了させ、承認されていること。
- 2 本リーグへの追加登録申請日は各年度指定の月日までとし、それ以降の申請については一切認めないものとする。

第13条 ユニフォーム

- 1 登録チームは、東京都協会へ所定の用紙『フットサル大会登録票』により正・副のユニフォーム登録を事前に完了し、東京都連盟に承認された色彩のユニフォームのみを使用しなければならない。
- 2 前項のユニフォームには、東京都協会所定の用紙『フットサル大会登録票』により登録を事前に完了し、東京都連盟に承認された選手番号が明確に表示されていなければならない。番号の表示位置等については日本協会「ユニフォーム規程」に準ずる。
- 3 当該年度登録ユニフォームの変更について
 - (1) 当該年度登録時に届け出たユニフォームについての変更は認めない。
 - (2) ただし、メーカー等の諸事情を考慮し、ユニフォームカラーが同一であり、著しく異なっていなければ、各リーグ統括幹事の承認を得た場合に限りその変更を認める。
- 4 登録チームキャプテンは、キャプテンであることを明確に表示するアームバンドを着用してもよい。
- 5 ユニフォーム広告を認める。但し、日本協会「ユニフォーム広告規程」を遵守し、東京都協会を通じて日本協会の承認を得たものに限る。また、これによって生じる広告掲出料等の経費は、当該チームの負担となる。
- 6 シャツ・ショーツ・ストッキングは、フィールドプレーヤー・ゴールキーパーとも正の他に、副として正と異なる色彩のユニフォームをフットサル大会登録票に記載し、必ず競技場に携帯すること。
- 7 選手全員が携帯及び着用するユニフォームは、フィールドプレーヤー・ゴールキーパーのそれぞれがすべて同色・同デザインのものとする。出場選手全員分のユニフォームが揃っていない場合は試合は成立しない。
- 8 ゴールキーパーのユニフォームについては、フィールドプレーヤーとしてプレーしていた競技者がゴールキーパーとしてプレーする場合は、ゴールキーパーのユニフォームと同色・同デザインであること。
- 9 競技者が着用するユニフォームにはその競技者自身の背番号を付けなければならない。

- 10 背番号は、フットサル大会登録票に記載され、明確に判別しうる選手固有の番号を付けること。
- 11 背番号の番号は、1～99番までの整数とし、0は認めない。なお、1番はゴールキーパーのために用意される。
- 12 ユニフォーム生地に布等を縫い付けて背番号等を掲示(通称・ハリ番)する場合には、事前に登録されたユニフォームの主たる部分の色と同色の布地を使用し、掲示される番号についても事前に登録されたユニフォームに取り付けられた番号色と同色にて掲示するものとする。なお、登録されたユニフォームの主たる部分の色が複数色(縦縞・横縞等)である場合には運営委員会の判断及び決定に従うものとする。
- 13 上記12項については緊急性を要する事情・又は突発的な事情により急遽、対応しなければならない事情が生じた時は、統括幹事もしくは当該試合に関わるジェネラルコーディネーター及び主審に確認し承諾を得た場合のみ適用除外とすることができる。この緊急対応は原則としてその1回のみ有効とする。
- 14 怪我や退場処分等の突発的な事情により、交代要員のゴールキーパーが不在でかつ準備が整っていない場合、主審の判断により、ゴールキーパーのユニフォームを前述以外のユニフォームで代用することができる。

第14条 シューズ

キャンパスまたは柔らかい皮革製で靴底の接地面がゴムまたは類似の素材でアメ色・白色または無色透明とする。ピッチ面を傷つけたり、着色する恐れのあるシューズは認められない。
(スパイクシューズ及び靴底が着色されたものは使用できない。靴底の接地面がアメ色・白色・無色透明のみ使用可能)

第15条 ピッチ上のチーム要員

- 1 ピッチ上に用意されたベンチには『メンバー提出用紙』に記載されたチームスタッフ 4名、並びに交替選手 9名の合計 13人が着席できる。
- 2 交代選手はベンチにいる間はピブスを着用し、ピッチ内にいる選手と明確に区別できること。
- 3 加盟チームは、日本協会、東京都協会、本リーグの決定によりベンチ入りを停止された者、出場停止処分を受けた者、または試合中に主審、第2審判により退場もしくは退席を命じられた者をベンチ入りさせてはならない。
- 4 試合開始時に最小3人の競技者がいる状況において、試合開始以前に提出されるメンバー表に記載され、かつ大会登録選手であり、出場資格を有すると確認されている競技者が、試合開始時に不在の場合、以下のとおりとする。
 - (1) 試合開始(前半キックオフ)後ピッチに到着した場合
 - ・その競技者は、前半は出場できず、ベンチに入ることもできない。
 - ・試合開始から後半開始までの間にピッチに到着し、ハーフタイムの時間内に主審の承認を得ると後半開始時よりその試合に出場することができ、ベンチに入ることもできる。
 - (2) 後半開始(後半キックオフ)後、ピッチに到着した場合
 - ・その競技者は、その試合に出場することはできず、ベンチに入ることもできない。

第16条 試合の勝敗の決定

試合は次の各号に従い勝敗を決定する。

- ・1部リーグ: 試合時間は、40分(ハーフタイムのインターバルは5分)のプレイングタイム
- ・2部リーグ: 試合時間は、30分(ハーフタイムのインターバルは5分)のプレイングタイム
- ・3部リーグ: 試合時間は、24分(ハーフタイムのインターバルは5分)のプレイングタイム
- ・女子1部リーグ: 試合時間は、30分(ハーフタイムのインターバルは5分)のプレイングタイム
- ・女子2部リーグ: 試合時間は、24分(ハーフタイムのインターバルは5分)のプレイングタイム
- ・勝敗が決しない場合は、引き分けとし、延長戦・PK方式は行わない。

第17条 順位決定方法

勝点制(勝ち3、引き分け1、負け0、不戦敗-1)の合計が多いチームを上位とし、順位を決定する。

但し、勝点が同一の場合は、次の各号の順序により順位を決定する。

- ① 当該チームの対戦結果の総勝点数
- ② 当該チームの対戦結果の総得失点差
- ③ 当該チームの対戦結果の総得点
- ④ リーグ内全試合の得失点差
- ⑤ リーグ内全試合の総得点
- ⑥ 下記に基づく警告・退場のスコアが少ないチーム
 - i) イエローカード1枚: 1ポイント
 - ii) イエローカード2枚によるレッドカード1枚: 3ポイント
 - iii) レッドカード1枚: 3ポイント
 - iv) イエローカード1枚に続くレッドカード1枚: 4ポイント
- ⑦ 抽選

第18条 ジェネラルコーディネーター

- 1 ジェネラルコーディネーターは、本リーグ運営委員会が指名し、本リーグ統括幹事の代理として派遣され、各会場における競技進行を含めた大会運営を責任を持って行う。
- 2 ジェネラルコーディネーターは、以下の役割を担当する。
 - (1) 会場の設営、撤去を第1条に定める該当チームに行わせる。
 - (2) ゲームを行う審判・チームを訪問、運営上の留意点等を説明する。
 - (3) 競技が円滑に行われるよう運営スタッフ、審判、チームスタッフ・選手、観客を含めて、会場内を管理する。
 - (4) 会場内における必要経費の管理・精算
 - (5) 試合結果等、報告書による試合結果報告
 - (6) 会場内におけるトラブルの対応、報告
 - (7) その他必要と思われる業務
- 3 ジェネラルコーディネーターの手当は、無給とする。
- 4 ジェネラルコーディネーターは開催時における基準となる時間を必ず掲示し、その時刻を基に運営を行なわなければならない。

第19条 会場担当

- 1 会場担当チームは、最低7名以上のスタッフを派遣し、当日のピッチ作りから試合運営・会場撤収まで責任を持って行う。
- 2 会場担当業務において不備(規定人数不足、試合進行における支障、会場からのクレーム等)があった場合は、勝ち点の減点を含め処罰の対象とする。
* 不備があった場合、原則勝ち点マイナス6とするが必要に応じ運営委員会を開き検討する。
- 3 会場担当の手当は、無給とする。

第20条 審判員

- 1 審判員(主審、第2審判)は、本リーグが、東京都協会審判委員会に対し派遣を依頼する。
- 2 1部・2部リーグはタイムキーパー・第3審判についても本リーグが、東京都協会審判委員会に対し派遣を依頼する。
- 3 女子2部リーグのみ第2審判は、女性の帯同審判員が行う。
- 4 派遣された審判員の手当は有給とし、金額は別に定める。

第21条 オフィシャル

- 1 オフィシャルは、会場担当に指名されたチームより2名を選出し、作業を行う。
- 2 オフィシャルの担当する業務は以下のとおり。
・タイムキーパー・第3審判・審判への情報伝達・試合結果の作成・その他
※タイムキーパー・第3審判に関しては、必ず審判資格保持者から選定しなければならない。
- 3 オフィシャルの手当は、無給とする。

第22条 試合球

- 1 試合球は日本サッカー協会検定球であること。
- 2 試合球はPENALTY製を公式試合球として使用する。

第23条 登録・参加チームの責任

- 1 試合を実施する際、当該両チームは、競技場内の安全を確保する責任を負う。
- 2 試合の前後及び試合中において秩序ある適切な競技進行が出来るよう努める義務を負い、相互に協力しあうこと。
- 3 選手及びチーム関係者が著しく秩序を乱す行為を行い、試合進行、リーグ運営に支障を与えた場合は厳重な処罰を科す。処罰については運営委員会、東京都連盟規律フェアプレー委員会により決定する。
- 4 参加チームは自チームのサポーター(応援者)に対して、試合の前後および試合中において秩序ある適切な態度を保持するよう努める義務を負う。
- 5 参加チームは、前項の義務の遂行を妨げる観客などに対して、東京都連盟と協議の上、その入場を制限し、または即刻退去させる等、適切な措置を講ずる義務を負う。
- 6 参加チームは東京都連盟が定める管理規定(以下「試合運営管理規定」という)を自チームのサポーター(観戦者)に告知しなければならない。
- 7 東京都協会、東京都連盟は参加チームが前6項の義務を果たせない場合には、試合中、リーグ戦の期間中(全日程消化前の期間)を問わず、以後の参加及び加盟を禁止等の必要な措置を講ずることができる。

第24条 登録チームの権利と義務

登録チームは東京都協会並びに東京都連盟が主催するカップ戦(全日本フットサル選手権予選会、女子チームにおいては全日本女子フットサル選手権予選会及び東京都女子フットサル大会)へ出場する権利と義務を有する。

第3章 試合運営

第25条 運営責任

- 1 試合の運営にあたっては、主管リーグの統括幹事が一切の責任を負う。
- 2 主管リーグは、選手、審判員、役員および観客などの安全を確保する義務を負う。
- 3 主管リーグは、観客が試合の前後及び試合中において、秩序ある適切な態度を保持するよう努める義務を負う。
- 4 主管リーグは、前2項の義務の遂行を妨げる観客などに対して、その入場を制限し、または即刻退去させるなど、適切な措置を講ずる義務を負う。
- 5 主管リーグは試合運営管理規定を会場に表示し、来場者に対して告知しなければならない。また、来場者は試合運営管理規定を遵守しなければならない。如何なる状況においても禁止行為があった場合は東京都協会、東京都連盟並びに主管リーグの決定に従わなければならない。

第26条 開催期間

- 1 試合日程は、原則として当該年4月より翌年3月までの間に実施する。
- 2 試合期日、会場、対戦カードは本リーグ運営委員会にて承認されなければならない。

第27条 試合日程の遵守

加盟チームは、試合の開催日、キックオフ時刻および開催地等の試合日程を遵守しなければならない。

第28条 試合日程の変更

- 1 試合の開催日、キックオフ時刻または開催地の変更は次の手続きにより決定する。
- 2 当該両チーム運営委員より本リーグに対し変更しようとする開催日の60日前までに書面をもって申請し、運営委員会の承認を得た場合に限り認める。
- 3 やむを得ない特別な事情がある場合において当該両チームの申請にもとづき運営委員長が承認した時は、前項の規程にかかわらず開催の日時または場所を変更することが出来る。
- 4 加盟チームは、東京都協会または本リーグにおいて特別な事情がある場合には、日程等の変更に応じなければならない。

第29条 試合中止の決定

- 1 試合の中止は、ジェネラルコーディネーターが、主審および運営委員(又は当該両チームのその場の責任者)と協議の上決定する。
- 2 但し、ジェネラルコーディネーターおよび主審が到着する前にやむを得ない事情により試合中止する場合は、当該両チームの運営委員(又はその場の当該チーム責任者)が協議の上、決定する。
- 3 地震等の震災時は東京都連盟の発行する緊急時対応マニュアルに基づきすみやかに行動をおこなう。

第30条 競技場への到着

双方のチームは、原則として、キックオフ時刻の60分前までに競技場に到着していなければならない。

第31条 マッチコーディネーションミーティング

- 1 試合開始60分前に両チーム責任者、審判、コーディネーターとのマッチコーディネーションミーティングを大会本部において行う。
- 2 マッチコーディネーションミーティングに欠席又は30分を越えての遅刻については、不戦敗とする。
- 3 マッチコーディネーションミーティングの遅刻については、30分以前までに実施した場合、試合を行うことができる。但し、当該試合に勝利の場合2点を、引き分けの場合0点を、負けの場合-1点をそれぞれ勝ち点とする。
- 4 時間の基準については下記条件が揃った時点の時刻を判定基準時間とする。
 - ・予め各リーグの日程により定められた時刻において、
 - イ) コーディネーター
 - ロ) 審判員
 - ハ) 両チーム(又は、一方のチーム)の出席者

の全てを満たした条件にて、コーディネーターが開会を宣言する。

なお、一方のチーム(又は、両方のチーム)が出席していない場合には、リーグで管理する18条4項で規定されている時計の時刻において上記2項、3項の為の時間のカウントを開始する。

- 5 時間のカウントを行なった場合は、コーディネーターはその時間の詳細をリーグ運営委員会に報告する義務を負う。
- 6 開会時にはチームからの出席者は下記の物を必ず揃え、持参しなければならない。全ての条件を満たしていない場合には、出席しているとは認められず、上記1～4に該当する対応を受けなければならない。
 - ・日本協会選手登録証(写真貼り付けがあるもの)
 - ・正・副の大会登録済みのユニフォーム(シャツ、パンツ、ソックス)一式 [FP・GK共に揃っていること]
 - ・提出メンバー表

第32条 キックオフ時刻の厳守

- 1 いずれのチームもあらかじめ定められたキックオフ時刻を厳守しなければならない。
- 2 不可抗力等の都合によりキックオフ時刻を遅らせる場合は、主審及び両チームの運営委員の承認をえなければならない。

第33条 不可抗力による開催不能または中止

試合が、悪天候、地震等の天災地変または公共交通機関の不通、その他いずれのチームの責任にも帰すべからざる事由(以下、不可抗力という)により開催不能または中止となった場合には、その勝敗の決定方法は、運営委員会において協議の上、決定する。

第34条 敗戦と見なされる場合

試合が、一方のチームの責任に帰すべき事由により開催不能または中止となった場合には、その帰責事由あるチームを不戦敗とし、不戦勝チームに得点3点を、不戦敗チームに得点0点を付し、勝ち点より-1とする。尚、その後の処置については、規律委員会にて審議し決定する。

第35条 メンバー提出

- 1 双方のチームは、マッチコーディネーションミーティング終了後(原則試合開始 60分前)、『メンバー提出用紙』(別紙3)に必要事項を記入し、全選手の選手証とともに運営本部(または、オフィシャル席)に提出し、試合エントリーを完了しなければならない。
- 2 試合エントリー完了後からキックオフ時刻までの間における選手の変更は、練習中の負傷または急病等やむをえない事情があり、かつ、主審、及びジェネラルコーディネーターの承諾を得た場合に限り認められる。

第36条 主審の確認事項

主審は、『メンバー提出用紙』の記載事項を確認し、不備があればチームに差戻し、修正させなければならない。

第37条 試合結果の報告

- 1 ジェネラルコーディネーターは、所定の手続きにより『試合結果報告書』を本リーグ試合終了48時間後までに速やかに本リーグ事務局に提出(投函)しなければならない。
- 2 試合の実施または運営に関し問題が生じた場合、『試合結果報告書』に必要事項を記入し、試合終了48時間以内に本リーグ事務局へ提出(投函)しなければならない。

第38条 選手の出場停止

- 1 本リーグ期間を通じて警告を下記の枚数受けた選手は、次の1試合に出場できない。
 - ・1部リーグ : 3枚
 - ・2部リーグ : 3枚
 - ・3部リーグ : 3枚
 - ・女子1部リーグ : 3枚
 - ・女子2部リーグ : 2枚
- 2 退場処分(同一試合における2回の警告による退場を除く)を受けた選手は、規律フェアプレー委員会の決定があるまで出場を停止される。また、退席処分を受けたチームスタッフについても同様とする。

第39条 規律委員会による処分

次の各号のいずれかに該当する者に対する処分は東京都連盟規律フェアプレー委員会において裁定する。

- ・退場を命じられた者
- ・前2号に相当する不正行為を行った者

第40条 昇格・降格チームについて

1 昇格について

- 第2章5条2項により確定した最終成績の上位2チームは次年度、1つ上のカテゴリーへ昇格する権利と義務を負う。
女子リーグにおいては、最終成績の上位1チームは次年度、1つ上のカテゴリーへ昇格する権利と義務を負う。また、2位のチームは、1つ上のカテゴリーの7位のチームと入替戦を戦う義務を負う。
- ※ 1部リーグ優勝チームについては関東2部リーグ参入戦へ出場する権利と義務を負う。
 - ※ 女子1部リーグ優勝チームについては関東女子リーグ参入戦へ出場する権利と義務を負う。
 - ※ 1部リーグ、女子1部リーグで準加盟チームが優勝した場合は、最終成績の最上位の正加盟チームがそれぞれの関東リーグ参入戦へ出場する権利を得る。

2 降格について

第2章5条2項により確定した下記のチームにおいては次年度、1つ下のカテゴリーへ降格するものとする。

1部リーグ : 第11位・第12位の2チーム

2部リーグ : 第11位・第12位の2チーム

3部リーグ : 各リーグにおける第8位チームは、オープンチャレンジリーグへ降格する。

各リーグにおける第7位チームは当該年度に開催される『東京都フットサル3部リーグ参入戦』に出場する義務を負う。なお、この2チームの3部参入戦への参加形式は、東京都フットサル3部参入戦実施委員会にて決定されその決定に従うものとする。

女子1部リーグ : 第8位の1チームにおいては次年度、1つ下のカテゴリーへ降格するものとする。

第7位の1チームにおいては、1つ下のカテゴリーの2位のチームと入替戦を戦う義務を負う。

なお、女子1部リーグ入替戦は、上位リーグのレギュレーションに沿うものとし、敗戦した場合には1つ下のカテゴリーへ降格するものとする。

女子2部リーグ : 第8位の1チームにおいては次年度、1つ下のカテゴリーへ降格するものとする。

第7位の1チームにおいては、当該年度に開催される『東京都女子フットサル2部リーグ参入戦』に出場する義務を負う。なお、女子2部参入戦への参加形式は、東京都女子フットサル2部参入戦実施委員会にて決定されその決定に従うものとする。

※1部リーグ所属のチームが関東2部リーグへ次年度昇格又は関東2部リーグ所属(東京都所属)のチームが1部リーグへ次年度降格となった場合には別途定める東京都連盟昇格・降格規定に基づき各リーグからの昇格・降格チーム数を調整することとする。

※女子リーグにおいては、関東女子リーグの参入状況により、各リーグの昇格・降格チーム数を調整することとする。

第4章 試合の収支

第41条 公式試合の費用負担

- 1 ジェネラルコーディネーターは、運営費(会場使用料、オフィシャル役員日当等)の管理を行う。
- 2 ジェネラルコーディネーターは、試合における以下の必要経費を算出し、運営委員会より経費を預かり、精算する作業を行う。
 - ・競技場使用料
 - ・競技場仮設設備設置費用(ゴール、壁面養生等)
 - ・その他の運営に係わる費用

第42条 不可抗力による試合中止等の場合の費用負担

すでに何らかの経費が発生している試合が、不可抗力により開催不能または中止となった場合には、各リーグで負担する。

第43条 収支報告

ジェネラルコーディネーターは各節終了後、領収書と残金を次回会場担当責任者に渡し引き継ぎを行う。後日リーグ経理担当が領収書と残金を回収し各節ごとに精算を完了すること。

第5章 表彰

第44条 リーグ表彰

チーム、選手、監督の以下の表彰を行い、選定は運営委員会が行う。

- | | | |
|-----------|-------------------|------|
| ・優勝(チーム) | ・フェアプレー賞(チーム) | ・その他 |
| ・第2位(チーム) | ・MVP・ベストファイブ賞(選手) | |
| ・第3位(チーム) | ・得点王(選手) | |

なお、女子リーグにおいては、以下の表彰を行う。

- | | | |
|-----------|----------|------|
| ・優勝(チーム) | ・MVP(選手) | ・その他 |
| ・第2位(チーム) | ・得点王(選手) | |
| ・第3位(チーム) | | |

第6章 その他

第45条 審議・改正

- 上記に定める内容は、リーグ運営委員会及び、東京都連盟の決議に基づきこれを行うものとする。
- 違反行為については、日本協会の懲罰規定によるが、リーグ運営上の違反行為については、下記の通りとする。
 - 各リーグ所属チームに対し処罰を行なう場合は以下に記す基準をもとに、各リーグ運営委員会及び東京都連盟規律フェアプレー委員会にて協議し決定するものとする。
 - ただし、前年度の3部リーグ参入戦を勝ち上がり、新規に3部リーグへ昇格したチームに限っては、3部リーグ運営委員会にて承認された内容の範囲内でリーグ戦の第4節までを期限とし罰則を適用されないものとする。
[3部リーグ新規チームに対する特別規定]

- 運営委員会への欠席及び、大幅な遅刻。
勝ち点-6 以下
- 会場担当においての不備(規定人数不足、遅刻、試合進行における支障、クレーム等)
勝ち点-6 以下
- 会場使用における違反行為で会場担当、施設、一般利用者から指摘を受けた場合。
勝ち点-6 以下
(土足、喫煙、着替え、騒音、指定以外の場所でのアップ、ゴミ処理等)
- 選手及びチーム関係者からの、他者への暴力、暴言、威圧行為
勝ち点-18 以下

※運営委員会への大幅な遅刻とは運営委員会開始時刻より30分以上遅れた場合等。

* 上記違反行為があった場合、原則上記の勝ち点マイナスとするが、内容、状況に応じ、リーグ運営委員会、都連盟規律フェアプレー委員会を開き最終処分を決定する。

以上

第46条 施工

本規定は、2015年4月10日から施工する。

[改正]

2012年4月30日

2015年4月10日

2016年4月3日

別表1

同チーム内での重複登録の場合

Aチーム

A チ ム		代表者	監督・コーチ	チームスタッフ	選手
	代表者		○	○	○
	監督・コーチ	○		×	○
	チームスタッフ	○	×		○
	選手	○	○	○	

異なる複数間チームでの登録の場合

Bチーム

A チ ム		代表者	監督・コーチ	チームスタッフ	選手
	代表者	×	×	×	○
	監督・コーチ	×	×	×	○
	チームスタッフ	×	×	○	○
	選手	○	○	○	×

注1: 上記の複数チームの登録は同一カテゴリー内では一切認められない。

注2: 男子リーグと女子リーグ間での監督・コーチなどの重複登録については適用しない。

注3: 東京都フットサルリーグと東京都大学リーグ間での監督・コーチなどの重複登録については適用しない。

※東京都フットサルリーグと東京都大学リーグ以外の大会では適用する。

注4: 同じ名称を持つ同一クラブにおいては、代表者の重複を認める。